

地域密着型通所介護（総合事業通所介護）重要事項説明書

1 通所介護サービスを提供する事業者

事業者名	株式会社 おかげさま
代表者名	代表取締役 應和 知美
本社所在地 (連絡先)	広島県呉市焼山泉ヶ丘一丁目2番14号 TEL 0823-30-6550 FAX 0823-30-6551

2 通所介護サービス提供を担当する事業所

事業所名	おかげさま 通所介護
事業所所在地	広島県呉市焼山泉ヶ丘一丁目2番14号
連絡先	TEL 0823-30-6550 FAX 0823-30-6551
事業者番号	3470502695
管理者	中島 哲也
利用定員	月曜日～土曜日 18名
通常のサービス提供地域	呉市（川尻町、安浦町、下蒲刈町、蒲刈町、豊町、豊浜町、音戸町、倉橋町を除く）に住所を有するもの

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定地域密着通所介護及び指定総合事業通所介護サービスを提供することを目的とする。
運営方針	① 事業所の相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 ② 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 職員体制

管理者	1名	[常勤兼務1名]
生活相談員	3名	[常勤兼務2名、非常勤兼務1名]
看護職員	3名	[非常勤兼務2名]
介護職員	12名	[常勤兼務1名、非常勤専従10名、非常勤兼務1名]
機能訓練指導員	3名	[非常勤兼務2名]

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日。但し、8月13日から15日、12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	8:00から17:30
サービス提供時間	8:30から17:00のうち3時間～4時間、4時間～5時間、5時間～6時間 6時間～7時間、7時間～8時間、8時間～9時間

6 キャンセル

①利用者がサービス利用の中止をする場合には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

【全体窓口】 連絡先：0823-30-6550

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日の15:30までにご連絡ください。当日のキャンセルは、お食事代(実費)をお支払いいただきますのでご了承ください。

7 利用単位数（料金）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。
但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

（サービス利用料金）

地域密着型通所介護費【1割負担の方】

ケアプランに位置づけられた標準的な時間	2時間から3時間未満		3時間から4時間未満		4時間から5時間未満		5時間から6時間未満	
（1日あたり）	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料
要介護1	3,050円	305円	4,160円	416円	4,360円	436円	6,570円	657円
要介護2	3,510円	351円	4,780円	478円	5,010円	501円	7,760円	776円
要介護3	3,960円	396円	5,400円	540円	5,660円	566円	8,960円	896円
要介護4	4,440円	440円	6,000円	600円	6,290円	629円	10,130円	1,013円
要介護5	4,870円	487円	6,630円	663円	6,950円	695円	11,340円	1,134円
ケアプランに位置づけられた標準的な時間	6時間から7時間未満		7時間から8時間未満		8時間から9時間未満			
（1日あたり）	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料		
要介護1	6,780円	678円	7,530円	753円	7,830円	783円		
要介護2	8,010円	801円	8,890円	890円	9,250円	925円		
要介護3	9,250円	925円	10,320円	1,032円	10,720円	1,072円		
要介護4	10,490円	1,049円	11,720円	1,172円	12,220円	1,222円		
要介護5	11,720円	1,172円	13,120円	1,312円	13,650円	1,365円		

地域密着型通所介護費【2割負担の方】

ケアプランに位置づけられた標準的な時間	2時間から3時間未満		3時間から4時間未満		4時間から5時間未満		5時間から6時間未満	
（1日あたり）	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料
要介護1	3,050円	610円	4,160円	832円	4,360円	872円	6,570円	1,314円
要介護2	3,510円	702円	4,780円	956円	5,010円	1,002円	7,760円	1,552円
要介護3	3,960円	792円	5,400円	1,080円	5,660円	1,132円	8,960円	1,792円
要介護4	4,440円	880円	6,000円	1,200円	6,290円	1,258円	10,130円	2,026円
要介護5	4,870円	974円	6,630円	1,326円	6,950円	1,390円	11,340円	2,268円
ケアプランに位置づけられた標準的な時間	6時間から7時間未満		7時間から8時間未満		8時間から9時間未満			
（1日あたり）	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料		
要介護1	6,780円	1,356円	7,530円	1,506円	7,830円	1,566円		
要介護2	8,010円	1,602円	8,890円	1,778円	9,250円	1,850円		
要介護3	9,250円	1,850円	10,320円	2,064円	10,720円	2,144円		
要介護4	10,490円	2,098円	11,720円	2,344円	12,220円	2,444円		
要介護5	11,720円	2,344円	13,120円	2,624円	13,650円	2,730円		

地域密着型通所介護費【3割負担の方】

ケアプランに位置づけられた標準的な時間	2時間から3時間未満		3時間から4時間未満		4時間から5時間未満		5時間から6時間未満	
（1日あたり）	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料
要介護1	3,050円	915円	4,160円	1,248円	4,360円	1,308円	6,570円	1,971円
要介護2	3,510円	1,053円	4,780円	1,434円	5,010円	1,503円	7,760円	2,328円
要介護3	3,960円	1,188円	5,400円	1,620円	5,660円	1,698円	8,960円	2,688円
要介護4	4,440円	1,332円	6,000円	1,800円	6,290円	1,887円	10,130円	3,039円
要介護5	4,870円	1,461円	6,630円	1,989円	6,950円	2,085円	11,340円	3,402円
ケアプランに位置づけられた標準的な時間	6時間から7時間未満		7時間から8時間未満		8時間から9時間未満			
（1日あたり）	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料		
要介護1	6,780円	2,034円	7,530円	2,259円	7,830円	2,349円		
要介護2	8,010円	2,403円	8,890円	2,667円	9,250円	2,775円		
要介護3	9,250円	2,775円	10,320円	3,096円	10,720円	3,216円		
要介護4	10,490円	3,147円	11,720円	3,516円	12,220円	3,666円		
要介護5	11,720円	3,516円	13,120円	3,936円	13,650円	4,095円		

加算の種類	利用料	利用者負担料	算定回数等
入浴介助加算Ⅰ	400円	40円	1日につき
サービス提供体制加算Ⅱ	180円	18円	1日につき
送迎減算	－470円	－47円	片道につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数（※）に9.2%を乗じた単位数で算定		

※介護職員等処遇改善加算

介護職員の賃金改善や職場環境等の整備を行うための加算。

※所定単位数

基本単位数に各種加算減算を加えた総単位数

※サービス提供体制加算Ⅱ

介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上である事業所に対して算定されるもの。

総合事業通所介護サービス費【1割負担の方】

サービス提供区分	要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者		要支援2（週1回のみの利用）	
通所型サービス費	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料
通常の場合（基本）／月	17,980円	1,798円	36,210円	3,621円	18,110円	1,811円

総合事業通所介護サービス費【2割負担の方】

サービス提供区分	要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者		要支援2（週1回のみの利用）	
通所型サービス費	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料
通常の場合（基本）／月	17,980円	3,596円	36,210円	7,242円	18,110円	3,622円

総合事業通所介護サービス費【3割負担の方】

サービス提供区分	要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者		要支援2（週1回のみの利用）	
通所型サービス費	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料	利用料	利用者負担料
通常の場合（基本）／月	17,980円	5,394円	36,210円	10,863円	18,110円	5,433円

加算の種類	利用料	利用者負担料	算定回数等
通所型サービス提供体制加算Ⅱ1	720円	72円	1月につき
通所型サービス提供体制加算Ⅱ2	1,440円	144円	1月につき
通所型サービス提供体制加算Ⅱ/22	720円	72円	1月につき
通所型サービス送迎減算	－470円	－47円	片道につき
通所型サービス介護職員等処遇改善加算	所定単位数（※）に9.2%を乗じた単位数で算定		

※通所型サービス提供体制加算Ⅱ1

要支援1・事業対象者の認定を受けており通所サービスを週1回ご利用の方に算定する。

※通所型サービス提供体制加算Ⅱ2

要支援2・事業対象者の認定を受けており通所サービスを週2回ご利用の方に算定する。

※通所型サービス提供体制加算Ⅱ/22

要支援2の認定を受けている方で、通所サービスを週1回ご利用の方に算定する。

介護保険外の自己負担（実費）

食事代（昼食）	一般食	600円/回	やわらか食	850円/回	ムース食	850円/回
食事代（夕食）	一般食	600円/回	やわらか食	850円/回	ムース食	850円/回
軽食代		200円		/回		
おやつ代		100円		/回		
教養娯楽費	実費	（個人専用で購入した時のみ必要です）				
おむつ代	紙パンツ	140円	紙おむつ	130円	尿取りパット	40円

送迎費

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を自費として徴収します。

8 利用時に於ける注意事項

多額の現金、貴重品等の持ち込みは、盗難、紛失などトラブル発生の原因ともなりますので絶対に持ち込まないよう厳守してください。また、万一事故が発生しましたとしても施設側としては責任をお取りすることができませんのでご了承ください。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、医療機関・主治医・緊急時の連絡先・救急隊・居宅介護支援事業所者へ連絡します。

10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は速やかに当該利用者の家族、市町等に対して連絡を行い、必要な措置を講じると共に、事故の発生状況及び事故に際して採った処置について記録し、当事業所の過失による事故の場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、当事業所の過失による事故以外については責任を負わないものとする。

11 苦情や要望の相談窓口

【事業所の窓口】	所在地	広島県呉市焼山泉ヶ丘一丁目2-14
おかげさま	TEL	0823-30-6550
通所介護	FAX	0823-30-6551
管理者	受付時間	月曜日～土曜日
中島 哲也		但し、8月13日～15日、12月31日～1月3日までを除く

※ サービス等に関する利用者の苦情、要望、相談などに対して相談窓口を設置し迅速に対応します。また、事業所以外の相談窓口として、市町村、国民健康保険団体連合会等に申し立てができます。（苦情処理概要は事業所内に掲示しています。）

【呉市介護保険課】

（住 所）広島県呉市中央四丁目1-6

（電話番号）0823-25-2626

【広島県国民健康保険団体連合会 保険介護部介護保険課】

（住 所）広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館

（電話番号）（082）-554-0770

【広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営適正化委員会】

（住 所）広島県南区比治山本町12-2

（電話番号）（082）-254-3419

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及び感染症防止のための研修・訓練の実施

13 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	中島 哲也
-------------	-------

14 身体拘束の適正化に関する事項

サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

15 業務継続計画の策定等について

事業所は業務継続計画を策定し、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護及び総合事業通所介護サービスの提供を継続的に実施もしくは非常時の態勢において早期の業務再開を図るよう必要な措置を講じます。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。また、従業者に対し業務継続について周知徹底を図り、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

令和 年 月 日

サービス提供にあたり本書面に基づき利用者に重要事項を説明しました。

(事業者) 住所 呉市焼山泉ヶ丘一丁目2番14号
 法人名 株式会社 おかげさま
 代表者名 代表取締役 應和 知美
 事業者名 おかげさま 通所介護
 説明者名 _____

私は重要事項説明書の説明を受け、同意しました。

(利用者) 利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____